

雇用保険法施行規則及び建設
労働者の雇用の改善等に関する
法律施行規則の一部を改正する
省令案要綱

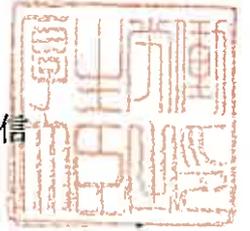
厚生労働省発職 0303 第3号

令和2年3月3日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要
綱

第一 雇用関係助成金等の見直し

一 雇用保険法施行規則の一部改正

1 六十五歳超雇用推進助成金制度の改正

六十五歳超雇用推進助成金のうち、雇用管理制度の見直し等の措置を実施した事業主に対する支給額の算定に用いる経費の上限額等を五十万円に引き上げるものとする。

2 特定求職者雇用開発助成金制度の改正

生活保護受給者等雇用開発コース助成金の対象者について、現行の対象者以外の被保護者又は生活困窮者であつて、公共職業安定所の就労支援、被保護者就労支援事業による支援又は生活困窮者自立支援法第三条第二項第一号に規定する事業（就労の支援に関する事業に限る。）による支援を受けた期間が雇入れの日において通算して三箇月を超えるものを追加することとする。

3 中途採用等支援助成金制度の改正

(一) 中途採用拡大コース奨励金の支給要件のうち、中途採用計画の対象となる期間(二)において「計画期間」という。)の初日の前日から起算して三年前の日から当該前日までの期間における中途採用率に係るものを二分の一未満から五分の三未満とすることとする。

(二) (一)の要件を満たす事業主であつて、中途採用率に係る職業安定局長が定める目標を達成した事業主に対する中途採用拡大コース奨励金の支給額について、目標の達成度に応じた額に変更するとともに、当該奨励金の支給を受け、かつ、計画期間の初日の前日までに、一般被保険者等を中途採用により雇い入れたことがない事業主に対して、十万円を加算して支給するものとする。

4 地域雇用開発助成金制度の改正

地域雇用開発コース奨励金の対象事業主に、次のいずれにも該当する事業主を追加することとする。

(一) 地域再生法第八条第一項に規定する認定地方公共団体(二)において「認定地方公共団体」という。

(二) の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(同項第一号イに規定する事業であつて地域的な雇用構

造の改善を図るものに限る。(二)において「寄附活用事業」という。)が実施される地方公共団体の区域(三)において「実施地方公共団体区域」という。)内に事業所を設置し、又は整備する事業主であること。

(二) 都道府県労働局長に対して、(一)の設置又は整備に係る事業所(三)において「対象事業所」という。)の設置又は整備及び当該設置又は整備に伴う労働者の雇入れに関する計画を提出し、かつ、認定地方公共団体に対して寄附活用事業に関連する寄附をした事業主であること。

(三) 対象事業所の設置又は整備に伴い、イに掲げる日からロに掲げる日までの間において、当該対象事業所の所在する実施地方公共団体区域に居住する求職者を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として三人以上雇い入れる事業主であること。

イ (二)の計画を都道府県労働局長に提出した日

ロ 対象事業所の設置又は整備が完了した旨の届を都道府県労働局長に提出した日(当該届をイに

掲げる日から起算して十八箇月を経過する日までの間に提出しない場合にあつては、当該十八箇月を経過する日)

5 両立支援等助成金制度の改正

(一) 出生時両立支援コース助成金制度の改正

その雇用する男性被保険者について、十四日以上（中小企業事業主にあつては、五日以上）の育児休業を取得させたことにより、出生時両立支援コース助成金の支給を受け、かつ、育児休業の取得に関する当該被保険者との面談その他の当該被保険者における育児休業の取得に資する個別的な取組を行った事業主であつて、当該取組の実施の状況を明らかにする書類を整備しているものに対し、次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれイ及びロに定める額を加算して支給するものとする。

イ 労働協約又は就業規則に定めるところにより、十四日以上（中小企業事業主にあつては、五日以上）の育児休業を取得した男性被保険者が初めて生じた事業主 五万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六万円）（中小企業事業主にあつては、十万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十二万円））

ロ 労働協約又は就業規則に定めるところにより、十四日以上（中小企業事業主にあつては、五日

以上)の育児休業を取得した男性被保険者(当該年度にイに該当する事業主にあつては、十四日以上(中小企業事業主にあつては、五日以上)の育児休業を初めて取得した被保険者を除く。)

が生じた事業主 二万五千円(生産性要件に該当する事業主にあつては、三万円) (中小企業事業主にあつては、五万円(生産性要件に該当する事業主にあつては、六万円))

(二) 介護離職防止支援コース助成金制度の改正

イ 介護離職防止支援コース助成金の支給要件のうち、その雇用する被保険者に介護休業を取得させた中小企業事業主に対する助成の要件について、当該被保険者が介護休業をした日数を合算した日数を五日以上に引き下げることに引き下げることに。

ロ 介護離職防止支援コース助成金の支給要件のうち、その雇用する被保険者に就業と介護との両立に資する制度を利用させた中小企業事業主に対する助成の要件について、当該被保険者が当該制度を利用した日数を合算した日数を二十日以上に引き下げることに。

(三) 育児休業等支援コース助成金制度の改正

育児休業等支援コース助成金の支給要件のうち、その雇用する被保険者に小学校就学の始期に達

(一)に該当する事業主に対して、(二)に掲げる額を支給するものとする。

(二) その雇用する労働者について労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十八条第一項の規定による届出であつて雇入れに係るもの（イにおいて「外国人雇用状況届出」という。）を行っている事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。

イ 次の(イ)及び(ロ)に掲げる措置を実施し、かつ、外国人労働者（現に当該事業主に雇用され、当該事業主に係る外国人雇用状況届出の対象となっている者をいう。以下この(一)において同じ。）に適用した事業主であること。

(イ) 外国人労働者を雇用する事業所ごとに外国人労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理する者を雇用労務責任者として選任し、かつ、当該選任について、事業所に掲示等の周知を行っていること

(ロ) 労働協約及び就業規則その他職業安定局長が定める文書について、その雇用する外国人労働者の母国語その他の当該外国人労働者が使用する言語を用いて記載すること等の措置

ロ 次の(イ)から(ハ)までに掲げる措置のうち、いずれかに該当するものを実施し、かつ、外国人労働者に適用した事業主であること。

(イ) 労働協約又は就業規則に定めるところにより、外国人労働者の苦情又は相談に応ずるために必要な体制の整備（事業主が、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人労働者を雇用する場合及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第二条第十項に規定する監理団体として事業を行う場合を除く。）

(ロ) 労働協約又は就業規則に定めるところにより、外国人労働者が一時帰国を希望した場合に必要な有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）を取得させるための措置

(ハ) 当該事業所で用いる手引書その他の職務の遂行に必要な事項を記載した文書等（イ(ロ)に掲げる文書を除く。）について、その雇用する外国人労働者の母国語その他の当該外国人労働者が使用する言語を用いて記載すること等の措置

ハ イ及びロに掲げる措置（以下このハ及び（二）において「就労環境の整備」という。）に係る計画（以下このハにおいて「就労環境整備計画」という。）について、都道府県労働局長の認定を受け、外国人労働者及びそれ以外の労働者のそれぞれについて、就労環境整備計画の期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間における当該就労環境の整備に係る事業所における離職者の数を当該就労環境整備計画の期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

- (二) 就労環境の整備に要した費用の額の二分の一（生産性要件に該当する事業主にあつては、三分の二）に相当する額（その額が五十七万円を超えるときは、五十七万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、その額が七十二万円を超えるときは、七十二万円））

7 キャリアアップ助成金制度の改正

- (一) 賃金規定等改定コース助成金制度の改正

中小企業事業主において、その雇用する有期契約労働者等の賃金を増額した場合の加算措置について、現行の加算措置を三パーセント以上五パーセント未満で増額した場合の加算措置とする

もに、五パーセント以上で増額した場合の加算措置を設け、当該中小企業事業主に対し、次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれイ又はロに定める額を加算して支給するものとする。

イ その雇用する全ての有期契約労働者等について、賃金を五パーセント以上で増額した事業主

次の(イ)又は(ロ)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める額

(イ) 生産性要件に該当しない事業主 対象者一人につき二万三千七百五十円

(ロ) 生産性要件に該当する事業主 対象者一人につき三万円

ロ その雇用する合理的に区分された有期契約労働者等について、賃金を五パーセント以上で増額した事業主 次の(イ)又は(ロ)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める額

(イ) 生産性要件に該当しない事業主 対象者一人につき一万二千三百五十円

(ロ) 生産性要件に該当する事業主 対象者一人につき一万五千六百円

(二) 選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金制度の改正

イ 事業主が、その雇用する有期契約労働者等について、雇用環境・均等局長が定める処遇の改善

を図る措置を講じた上で、労使合意に基づく社会保険の選択的適用拡大（ロにおいて「選択的適用拡大」という。）を行った場合にあつては、当該事業主に対し、次の（イ）及び（ロ）に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ（イ）及び（ロ）に定める額を支給するものとする。

（イ）生産性要件に該当しない事業主 一の事業所につき十四万二千五百円（中小企業事業主にあつては、十九万円）

（ロ）生産性要件に該当する事業主 一の事業所につき十八万円（中小企業事業主にあつては、二十四万円）

ロ イの事業主が、労働協約又は就業規則に定めるところにより、選択的適用拡大の措置により社会保険の被保険者となった者の体系的な処遇の改善その他の雇用管理の改善の措置並びに能力の開発及び向上を図るための措置を実施し、かつ、当該者に適用した場合にあつては、当該事業主に対し、一の事業所につき七万五千円（中小企業事業主にあつては、十万円）を加算して支給するものとする。

ハ イの事業主が、その雇用する有期契約労働者等の賃金を一定の割合以上で増額する措置を講じ

た場合（当該措置により当該有期契約労働者等が社会保険の被保険者となる場合に限る。）にあつては、当該事業主に対し、次の(i)又は(ii)に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ(i)又は(ii)に定める額を加算して支給するものとする。

(i) 生産性要件に該当しない事業主 次の(i)から(ii)までに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じてそれぞれ(i)から(ii)までに定める額

(i) 二パーセント以上三パーセント未満 対象者一人につき一万四千元（中小企業事業主にあつては、一万九千元）

(ii) 三パーセント以上五パーセント未満 対象者一人につき二万二千元（中小企業事業主にあつては、二万九千元）

(iii) 五パーセント以上七パーセント未満 対象者一人につき三万六千元（中小企業事業主にあつては、四万七千元）

(iv) 七パーセント以上十パーセント未満 対象者一人につき五万円（中小企業事業主にあつては、六万六千元）

- (v) 十パーセント以上十四パーセント未満 対象者一人につき七万千円（中小企業事業主にあつては、九万四千円）
- (vi) 十四パーセント以上 対象者一人につき九万九千円（中小企業事業主にあつては、十三万二千円）
- (ロ) 生産性要件に該当する事業主 次の(i)から(vi)までに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じてそれぞれ(i)から(vi)までに定める額
 - (i) 二パーセント以上三パーセント未満 対象者一人につき一万八千円（中小企業事業主にあつては、二万四千円）
 - (ii) 三パーセント以上五パーセント未満 対象者一人につき二万七千円（中小企業事業主にあつては、三万六千円）
 - (iii) 五パーセント以上七パーセント未満 対象者一人につき四万五千円（中小企業事業主にあつては、六万円）
 - (iv) 七パーセント以上十パーセント未満 対象者一人につき六万三千円（中小企業事業主にあ

つては、八万三千円)

(v) 十パーセント以上十四パーセント未満 対象者一人につき八万九千円 (中小企業事業主にあつては、十一万九千円)

(vi) 十四パーセント以上 対象者一人につき十二万五千円 (中小企業事業主にあつては、十六万六千円)

(三) 短時間労働者労働時間延長コース助成金制度の改正

一週間の所定労働時間を一時間以上五時間未満延長する措置を講じた場合の助成に係る要件のうち、賃金規定等改定コース助成金又は選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金の措置と併せて講ずることとする要件を、賃金を一定の割合以上で増額する措置を講ずることとする要件に改めることとすること。

(四) キャリアアップ助成金制度に関する暫定措置の延長

選択的適用拡大導入時処遇改善コース助成金及び短時間労働者労働時間延長コース助成金の暫定措置について、令和三年三月三十一日まで延長することとすること。

8 障害者雇用安定助成金制度の改正

障害者職場定着支援コース助成金について、雇用する障害者のうち対象となる者に対する必要な職場適応措置又は中高年障害者に対する職場適応措置を実施した事業主が、当該障害者に対し、職務転換後の職務遂行に必要なとなる基本的な知識及び技能を習得させるための研修を実施した場合にあっては、次の(一)から(三)までに掲げる職場定着支援計画の初日から六箇月ごとに区分した各期間における当該研修の実施に要した費用の区分に応じて、それぞれ(一)から(三)までに定める額を加算して支給するものとする。

(一) 一の期間において五十万円以上十万円未満 一人につき二万円（中小企業事業主にあつては、三万円）

(二) 一の期間において十万円以上二十万円未満 一人につき四万五千元（中小企業事業主にあつては、六万円）

(三) 一の期間において二十万円以上 一人につき九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円）

9 人材開発支援助成金制度の改正

人材開発支援コース助成金の福島県に所在する事業主を対象とする暫定措置について、令和三年三月三十一日まで延長することとする。

10 認定訓練助成事業費補助金制度の改正

(一) 特定被災区域内の事業主等を対象とする暫定措置について、令和三年三月三十一日まで延長することとする。

(二) 建設又は介護の事業に係る暫定措置について、令和三年三月三十一日まで延長することとする。

(三) 令和元年台風第十九号に係る暫定措置について、令和三年三月三十一日まで延長することとする。

11 令和四年度までの間、三十五歳以上五十五歳未満の安定した職業に就いていない者に対して、期間の定めのない労働契約による就職を図るため、教育訓練、実習等を行う事業主団体等に委託して実施する事業を、雇用保険法第六十三条第一項第三号に掲げる事業とするものとする。

二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

1 建設分野雇用管理制度助成コース助成金制度の改正

能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として職業安定局長が定めるもののうち、登録基幹技能者講習を修了した者と同等の能力を有すると職業安定局長が認めたものに係る賃金の増額を建設分野雇用管理制度助成コース助成金の支給対象に追加するとともに、登録基幹技能者等に係る賃金について、一定の額以上の額を増額する等の措置を講じた中小建設事業主に対する支給額を、次の(一)又は(二)に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ(一)又は(二)に定める額とすることとする。

- (一) 増額した額が登録基幹技能者等一人につき五万円以上十万円未満である場合 登録基幹技能者等一人につき一年当たり三万三千二百円（生産性要件に該当する場合は、四万二千元）
- (二) 増額した額が登録基幹技能者等一人につき十万円以上である場合 登録基幹技能者等一人につき一年当たり六万六千五百円（生産性要件に該当する場合は、八万四千元）

2 建設労働者技能実習コース助成金制度の改正

技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている

者として職業安定局長が定めるものである場合における特例措置について、当該技能実習の開始時期を令和三年三月三十一日まで延長することとする。

第二 その他

- 一 この省令は、令和二年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。